

議案第 1 2 5 号

前橋市部設置条例の改正について

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市部設置条例の一部を改正する条例

前橋市部設置条例（平成 9 年前橋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中ケを削り、コをケとし、同条第 2 号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 広報に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。